

自治基本条例の一部を改正する条例（案）について

1 要旨

① 概要

富士見市自治基本条例の一部を改正する条例（案）を制定し、基本構想の策定根拠を明確にするもの。

② 改正箇所

第 18 条を次のとおり改正

改正後：

（総合的かつ計画的な市政運営）

第 18 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を**策定し**、これに基づき市政運営を行わなければならない。

改正前：

（計画的な総合行政）

第 18 条 市は、市政運営の指針である基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならない。

2 経緯

① 基本構想とは

- ・“まち”の将来を展望し、目指すべき目標（ゴール）に向かって、市民がともに考え、ともに行動していくための長期的なビジョンを示したもの
- ・これまで昭和 47 年にスタートした第 1 期基本構想から令和 2 年度末で終期を迎える第 5 次基本構想まで、約 50 年間、地方自治法の規定に基づき策定

② 基本構想の策定義務の廃止

基本構想の策定義務が廃止される前の地方自治法規定

○地方自治法 第 2 条第 4 項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

平成 23 年 5 月 2 日法律第 35 号（平成 23 年 8 月 1 日施行）により廃止

③ 基本構想の必要性

- (1) 持続可能なまちづくりを目指すために、今後も長期ビジョンを定め、計画的に取り組むことが必要
- (2) 人口減少や ICT の進展など社会情勢の変化が大きくなることから、長期ビジョンを明確にし、市民も含め皆で共有し、同じ目標を持って、市民一丸となり乗り切っていくことが重要
- (3) 今後、人口減少社会などが想定される中、長期ビジョンを定め、ブレのない継続性のある“まちづくり”を実現していくことが必要

④ 第 6 次基本構想の策定

令和 3 年 4 月を始期とする第 6 次基本構想案を策定中

⑤ 条例による策定根拠の設定

地方自治法による策定根拠がなくなったことから、基本構想の位置づけを明確にするため、基本構想の策定根拠を条例により規定することが必要

⑥ 自治基本条例に定める理由

- ・これまでも、市は、富士見市自治基本条例に基づき、市民とともにまちづくりを進めてきた。
- ・人口減少や社会情勢の変化の激しい今後においては、今まで以上に市民とともに考え、ともに行動していくことが必要
- ・現在作成中の第 6 次基本構想は、自治法の策定義務が削除後、市として初めて作成する基本構想となり、その位置づけについては、市民・行政などの隔たりなく市民全体としての共通目標として、理想の“未来”を定める予定である。
- ・上記の考え方については、自治基本条例の理念に合致するものであり、市の憲法ともいふべき、自治基本条例に規定することにより、市民・行政が一丸となってまちづくりを行う姿勢を明確に内外に届けることができる。
- ・この改正により、自治基本条例内に策定と運用の両者を一体的に規定し、市の責務が明確になる。

